

横浜港クルーズ拠点形成協定書の締結について

横浜市は、港湾法第 50 条の 18 に規定する「官民連携国際旅客船受入促進協定」について、郵船クルーズ株式会社、カーニバル・コーポレーション&PLC、それぞれの船会社との協定書の締結を以下のとおり行います。

今後横浜市は、郵船クルーズ社、カーニバル・コーポレーション&PLC それぞれの船会社との関係をさらに緊密にし、国際クルーズ拠点形成に向けた取組を進めていきます。

1 締結日

平成 30 年 11 月 9 日（金）

2 協定の概要

昨年 6 月の港湾法改正に基づき、旅客関連施設の整備への投資を行う船会社に対して、港湾管理者が一定期間、岸壁の優先利用を認める仕組みであり、概要は以下のとおりです。

ふ頭名称	大さん橋	新港ふ頭
協定書名称	横浜港（大さん橋）クルーズ拠点形成協定書	横浜港（新港地区）クルーズ拠点形成協定書
締結する船会社	郵船クルーズ株式会社	カーニバル・コーポレーション&PLC
協定対象施設 （船会社投資施設）	デジタルサイネージ（港湾情報提供施設）及び待合ラウンジ	移動式旅客乗降施設（屋根付き通路）の一部（約 20m）
岸壁の優先使用期間	15 年	15 年
優先使用（予約）日数	年間 60 日を上限	年間 80 日を上限

※ なお、協定書についてはホームページに掲載予定です。

お問合せ先		
港湾局客船事業推進課長	林 総	Tel 045-671-7237